

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 分掌変更があった場合の退職給与

**Q** : 役員の分掌変更があった場合の退職給与が認められないとする裁判があったそうですが、どのような内容だったのですか？

**A** : 法人税の通達に規定する事実該当すれば退職給与と認められるというわけではなく、実態をみて判断すべきとして、納税者の主張を棄却しました。

### 【解説】

法人税では、法人が役員の分掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次に掲げるような事実があったことによるものであるなど、その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができるとされています。

- ①常勤役員が非常勤役員になったこと。
- ②取締役が監査役になったこと。
- ③分掌変更等における報酬が激減（おおむね50%以上の減少）したこと。

この事件は、納税者が上記事由に該当するとして支給した金銭が、退職所得と認められないとされたことに対して争われたものですが、地裁は、報酬を減額したとはいえ後任の代表取締役と同じ報酬額であることや常勤の実態があること、取引先との対応業務にも従事していたという事実から退職所得に該当しないと判断を下しました。

